

平成25年  
臨時号

東播少年サポートセンターだより  
加古川市少年愛護センターだより



兵庫県警察本部  
東播少年サポートセンター  
加古川市教育委員会  
少年愛護センター

## 子どもたちのネット事情を把握できていますか？

スマートフォンの普及に伴い、子どもたちの所持率が高くなり、小学生が当たり前のように持っていることも多くなりました。子どもにスマートフォンを買い与える事情は様々ですが、スマートフォンを持ったことにより、様々な事件やトラブルが発生し、また保護者である大人が全く知らない使い方が流行っていることを紹介していきます。



### ①LINEとは何？



無料で、音声通話やスタンプ入りのチャットが楽しめるのが売りです。

他社では、カカオトーク、COMMなどもあります。

★ライン内で友達同士で作ったグループの中に、嫌いな者への悪口等を書いたり、またチャットの言葉のやりとりからトラブルが多発しています。

★ラインの特徴として、送信内容文を既読したかどうか分かる仕組みになっており、子どもたちも仕方なく「遅滞なく返信しなければならない」ストレスも抱えているのも現状です。

### ②Wi-Fiでゲーム機もネット環境に！

Wi-Fiを接続すれば、音楽プレーヤーのipodやゲーム機のDS・PSPでもインターネットに繋がります。

流行りのラインもできるようになります。

と言うことは…子ども部屋や、街角でもネットでアダルトな画像も見ることが可能。今時の子どもは、ゲーム機やiPod等でLINEやFacebookを当たり前のように使いこなしています。

スマートフォンを買い与えていないから大丈夫！と思っていないか？知らないのは大人だけ。

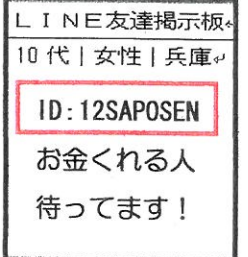
最近、「自宅にWi-Fiを繋いで」と子どもに言われたことないですか？

\*どうして知らない人と交際するの？\*



### ③友だち募集掲示板って？

電話番号を知らなくてもIDさえあれば誰とでも「友だち」になることができます。現在はIDを使った「友だち募集掲示板」という、出会い目的とした掲示板が沢山存在しています。現実では友達が出来なくても、相手の顔も知らない者とは気軽に友達となってしまうのが今時の子どもの特徴です。「ネット上でしゃべるだけなら大丈夫！」いいえ。狡猾な犯罪者は、言葉巧みに子どもたちから個人情報を引き出し、最後には会うように誘ってくるのです。



### ④これぐらいなら。実は犯罪となっているかも！

- ★ 名誉毀損・侮辱…ネット上に「〇〇が気持ち悪い。ウザイ」→これは人を傷つけ、馬鹿にする行為。
- ★ 不正アクセス禁止法…勝手に他人のパスワードを使う(なりすまし)。他人のパスワードをネットに載せた(助長行為)。
- ★ 児童ポルノ法…18歳未満の自己の裸の写真をネット上に載せた。もちろん自分の裸を送信しても犯罪。
- ★ 著作権法違反…映画や、漫画等を無断でYouTube等にアップした。
- ★ 脅迫・威力業務妨害…「学校に爆弾を仕掛けた。〇〇学校の生徒を傷つけるぞ」等メールを送った。
- ★ 未成年者飲酒禁止法・喫煙禁止法…学生時代に友達と飲酒・喫煙した写真をブログ等に投稿した。

### ⑤犯罪とまでは…でもマナー的にどう思いますか？

- ★ 無音カメラ…シャッター音が出ずに撮影できるアプリ。何気なくこのアプリを入れている子どもいます。
- ★ 無断撮影…授業中の風景や、黒板を撮影した(その前に学校に持ち込禁止では?)。飲食店にいたタレントを撮影した。
- ★ 無断投稿…上記写真をブログ等に投稿。「タレントが△△に来てる！」→「ブログ炎上！」では済まされません。

犯罪の被害者・加害者とならないよう、子どもたちを守るのは親の役目です。